

令和7年度 第1回和水町教育委員会 会議録

日時 令和7年5月2日(金) 16時00分～

場所 三加和公民館 第2会議室

出席委員 教育委員 陶山三千也、坂口幸裕、牧嶋隆光、横手久美
教育長 米田加奈美

欠席委員 なし

出席事務局職員 学校教育課 課長 中原寿郎、課長補佐 西原伸哉
社会教育課 課長 樋口恭子

議 題

・当面する教育上の諸問題について

【議案第1号】和水町学校運営協議会委員の任命について

【議案第2号】和水町菊水小学校スクールバス運営委員の委嘱について

【議案第3号】和水町三加和小学校スクールバス運営委員の委嘱について

【議案第4号】和水町社会教育委員の委嘱について

【議案第5号】和水町公民館長の任命について

【議案第6号】和水町地域学校協働活動支援員の委嘱について

【議案第7号】和水町立小中学校屋内運動場照明設備使用料条例の全部改正について

【報告1】生活記録なごみの公募の方法について

【報告2】令和7年度奨学金貸与に係る出願状況について

1. 開 会 16時00分

2. 自己紹介

3. 令和6年度 第10回議事録署名
陶山委員、坂口委員が署名。

4. 令和7年度 第1回議事録署名者選定
議事録署名委員に陶山委員、坂口委員を選定。

5. 教育長挨拶
※時候の挨拶

6. 議題

- ・当面する教育上の諸問題について
 - 1 動静及び結果報告
 - 2 児童生徒関係について
 - 3 教職員関係について
 - 4 R7年度県教育委員・玉名教育事務所の取組み等について
 - 5 和水町の教育実践について
 - 6 その他

【議案第1号】和水町学校運営協議会委員の任命について

○学校教育課長説明

(事務局)

では、この件につきまして、ご意見ご質問等あればお願いします。

(教育委員)

役割を務めていただきますので、非常にありがたいというふうに認識を持っておりますが、ちょっと先ほども言いましたけど、もっともっとスリム化できないかなと。

以前は小学校の学校評議員、中学校の学校評議員ってことで、それぞれ4つの組織があったんじゃないかなと認識しておりますが、で、もう1つはですね、お尋ねなんですけども、当然そういう決まりがないと思うんですけど、これは何年まで、最長務められるものなのか。その中に、私の知ってるだけで13年以上はやってる方もいますので、その、言葉悪いですが、新陳代謝とかそういうこともやっていかないと。いかなのじゃないかなと。まあご本人はやる気満々で多分、どなたって言いませんけど、されてることは理解できますけども。

やっぱりたくさん、先ほど課長のご説明もありましたように、20人以内だけでもそれぞれの2つの運営協議会があるのでそれぞれにすることで、単純に足したら、30人ぐらいいるんですよって感じになってですね、別々ですので、それはルール上はOKなんだろうけども。今後、少しずつでも、そういう減らしていくような方向は、やっぱこれだけないと動かないのかなと、回らないのかなと。逆に、あんまり多いと回りづらくなるんじゃないかなという、そっちの方ですね思うもんですから。

もう憎まれ口かもしれませんけども、なかなかそういう言い方で申しわけないんですけども。今後ご検討ください。

(学校教育課長)

教育委員からは以前にも同じようなご意見いただいとったということもあってですね、今回お2人の方が減りましたけども、ちょっと不補充でいきたいなというところでわずかですけども。減ったところでは。長年されてる委員さんもしゃるんじゃないかというご指摘ですけども。今後、学校等と協議しながらですね、その辺は学校の意見を聞きながら、適正な組織の検討をしたいと思っております。よろしくお願いします。

(事務局)

他にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この第1号議案については、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第1号 承認 】

【議案第2号】和水町菊水小学校スクールバス運営委員の委嘱について

○学校教育課長説明

(事務局)

では、この件につきまして、ご質問、ご意見あればお願いします。

(教育委員)

菊水小学校の方のバスの台数は何台ですか。

(事務局)

4台です。4台で4コースを今回っておりまして、今回は、その4コースの中からおふたりずつの代表の方を選任したという形になっております。

(教育委員)

三加和小の方が昨年、春富コースかなんかが1台、なんか4台だったのが3台になった。

(事務局)

それはですね、三加和は元々バス自体は3台ではあったのですが、春富コースは2便運行しており、1回だけでは足りなかったので、1台が2回、回っていたのですが、それが1回だけで済むように去年からコースを組んだという形になってます

(教育委員)

はい。わかりました。

(事務局)

他によろしかったでしょうか。この第2号議案について、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第2号 承認 】

【議案第3号】和水町三加和小学校スクールバス運営委員の委嘱について

○学校教育課長説明

(事務局)

この件につきましてご質問ご意見あればお願いします。

(教育委員)

お尋ねです。業者さんは、事前に入札かなんかで、毎年決まっていくなだろうと推測しますが、実際に何社ぐらいが応募されて、どういうふうなシステムで決まるのかということ、ちょっと確認したいと思ひまして。

(事務局)

スクールバスの委託に関しては、プロポーザルという形で業者の選定を本年度中に行わなければいけないと考えているところです。

その業者が、それぞれどれぐらいの応募があるのかということですが、そこまで多く

はないですね。その当時に私も学校教育課にまだいなかったもので、資料でしか見てないんですけども、三加和が1社、菊水が2社だったと思います。前回の応募はそういった感じでした。

今年度はどういった業者さんから応募があるのかというのは、まだわかりませんが、現契約している業者とは別の業者からも、今度は手を挙げたいとお話は伺っております。

(教育委員)

バス業者は、山鹿とか玉名とかいろんな遠方の業者さんとかも同じような感じで、ちゃんと運行ができれば、どこでもいいというのはちょっと問題かもしれませんが、いいわけですね。

(事務局)

プロポーザルですので、提案された内容を審査して、どこが適切かというのを決めていく形かなと思います。応募される場所はもう、どこの業者さんであれ、それは構わないかなというふうに考えます。

ただ、実質的には遠方だと、そこはデメリットとなり得ます。学校に近い業者さんは、緊急時の対応がスムーズにできるなど、やはりメリットがあるので。とても遠いところの業者さんが応募されると、ちょっと難しいかなと思いますけども。基本的には、どこの業者は応募してはダメとかいうことはないのかなというふうに思っております。

(教育委員)

ありがとうございました。

(事務局)

他にご質問等よろしいでしょうか。では、議案第3号は、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第3号 承認 】

【議案第4号】和水町社会教育委員の委嘱について

○社会教育課長説明

(事務局)

ではこの件につきまして、ご質問ご意見あればお願いします。よろしいでしょうか。では、こちらでご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第4号 承認 】

【議案第5号】和水町公民館長の任命について

○社会教育課長説明

(事務局)

この件につきまして、ご質問等ありますか。

(教育委員)

もちろん、異論ございません。ただですね、1点だけ毎年申し上げておりますが、中央公民館に少なくとも職員が1人だけの日はないようにですね。昨日は確かお一人だった、ですよ。それ、できるだけ早く。もう前々から申し上げますが。

(社会教育課長)

すみません、先月の24日に中十町の方で火災があって、通常、中央公民館に勤務されます職員さんが、地元の区長さんをされてます。その火災で区長活動されてる中、消防ホースで転倒されてですね。今現在ケガをされており、昨日が手術で、1ヶ月半程度お休みということで、さらに1人勤務とか増えるかと思えますけど。すみません。なるだけ1人勤務はないように対応していきたいと思えますので。できるだけ他の者でカバーしていきたいと思えます。

(教育委員)

もうあれだとまた住民は非常に困ることが多いですのでお願いいたします。

(社会教育課長)

はい。ご迷惑をかけないところで。どうもありがとうございます。

(事務局)

ではこの件についてご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第5号 承認 】

【議案第6号】和水町地域学校協働活動支援員の委嘱について

○社会教育課長説明

(事務局)

ではこの件につきまして、ご質問ご意見等あればお願いします。

(教育委員)

任期が5月2日からっていうのは何か意味あるのでしょうか、普通一般的に4月1日付けですけども。

(社会教育課長)

すみません。ちょっと確認不足ですけどAさんは継続だったですかね。

(教育委員)

Aさんは継続だったと思えます。

(社会教育課長)

間違いじゃないと思うんですけど、ちょっと確認させていただきますすみません。

(教育委員)

あんまりないですね。

(教育委員)

前回の任命の任期の期間が令和7年3月31日であれば、約1ヶ月と1日の間は空白期間という話になりますので、それは別に悪いことでも何でもないと思うけど、事務手続き上は何らかの不備があるということなら本来これはもう2月とか3月の段階で、任命をやっぱりしとくべきだったのかなというところで、またこれが来年も同じことがならないようにですね、

確認いただいて。

(社会教育課長)

はい。ちょっと任期を確認いたします、すみません。ありがとうございます。

(事務局)

この件につきましては、確認後に承認いただくということで、ちょっと保留にします。

【 議案第6号 保留 】

【議案第7号】和水町立小中学校屋内運動場照明設備使用料条例の全部改正について

○社会教育課長説明

(事務局)

この件につきまして、ご質問ご意見等あればよろしく申し上げます。

(教育委員)

第4条の2項目の使用料は許可書の交付と同時に収めるとございますね。実際に使いよってですね。今日は暑いから早くエアコンを入れようとか、あるいは、今日はエアコンいらないうからというその時間の、それが例えばスカイドームとか町の体育館とかだったら、管理人さんがいらっしゃってできるかもしれないんですが、その辺のところ、まだお互い信頼関係といえは済むのですけど、急に入れましたとか言われたときは後で追加徴収という形でされるのですかね。

(社会教育課長)

正直、今現在、団体さんであればひと月まとめたの報告っていうところで、使用料をお支払いいただいているのが正直なところなのですけれども。もう自己申告を信じてという。

(教育委員)

だから、事前だからそうなるのではと。事前よりも事後の方がいいのかなということを中心公民館とかよく利用させてもらいますけど、その時エアコン何時間使いましたとか、後日支払いしていますが、これだと何か事前に。とり方ですよこの表現がですね、事後の方がいいのではないかなと思ったものですから。

(社会教育課長)

わかりました。そちらの方に変更したいと思います。ありがとうございます。

(事務局)

今のご質問の中で、使いたければすぐ使えるのかっていうこともあるかと思うんですけど、一応ですね、空調のボックスのところは鍵がかかっている、その鍵を一緒に貸し出さないと使えない。ということで、使いたいときには事前申請がないと、急にちょっと今日は使いたいと思っても恐らく使えないです。

(教育委員)

鍵がかかっているなら余計ですね、熱中症とかいろいろ、せっかく運動してはですね、使えないがために、ということが一番困った事態でございますので。よくよくそこはご検討をお願いします。

(社会教育課長)

はい。了解しました。

(教育委員)

小学校のこの今回の1時間当たり利用料600円、この後の計画で900円になるだろう
かとも、算定の根拠的なものは。

(社会教育課長)

今、実際スカイドーム、町体育館の使用料ですけれども、こちら町内町外、分かれており
ます。両方ともします。町内の照明の使用料が、600円。町外であれば、照明の使用料は
1時間当たり2000円。空調の設備に関しましては町内町外関係なく、1時間当たり20
00円となっております。

このスカイドーム、町体育館の面積で割合を出して。小学校の照明設備使用料、こちらに、
町内の割合として333%というのを掛けるとですね、670円ほどになります。小学校の
方がこの照明使用料に対するならば、しかし、使用される方が、町内、在住在勤在学の方
ていうところで、さらにちょっと600円に価格を抑えて設定を、今回したところです。

中学校も同じく、そういった理由で、面積当たりで計算して、900円を予定というところ
にしております

(教育委員)

スカイドーム、町体育館での床面積、大きなものの割合からという案分ってことですね。
いや昨今ちょっとやはり電気代等々の調整を考えると、高くなってる。さらに今後も高くな
るといふような動きを考えると、そもそも2000円の設定であるスカイドームや町体育館
も、安価な可能性は十分にあり得るなど。

ここに、1年前ですね、スカイドームとか入ったときの設定からこの1年間の間でもうす
でに上がってる状態さらに、報道等を見るとまた今年度も再生可能エネルギーの電気代とか
各電力会社等々の、儲けとかですねそういったことから考えても、なかなか厳しい状態かな
と思うんで、そもそも2,000円が安価であれば600円900円当然安価な設定になる
ということも考えると、僕は非常にお安いので使う方としてはありがたい話で、町民として
はありがたい話でありますけども、どこまで、利用者負担を求めて町側が財政を負担するの
かっていうところは、もう1歩踏み込んでもいいのかなと思います。

当面はこれで走っていただいてもいいんですけども、例えば来年の、例えば中学校のこ
がこれまた改正をするタイミングで、やっぱ600やっぱ700円800円しないといけな
いよねとか、900やっぱ1,000円か1,200円だねというふうな、議論も次の段階
でしていただければというふうに思います。

(社会教育課長)

はい。ありがとうございます。

(教育委員)

それからちょっとすみません、追加でなんですけども、中学校の方が今年度設計設計、施
工までというふうなことで、ちょっと今回のこの直接この承認をどうこうじゃないんですが、
これまで、皆さんもそうですけど子供さんおられたんでわかると思うけども。

これ町体育館の空調をちょっと使ったんで、小学校についてはバズーカ式も私見てます、
町体育館もついたのでいわゆる輻射式とかいう。壁面に輻射パネル、その上に業務家庭用
のかい版のやつに、ボールがあたっても壊れないよう大きいバーがついてっていうもので
すけども。中学校のちょっと様子を見ると、いわゆる特に文化祭で壁にいろんな貼り物をする

関係があるので、町体育館に入ったやつをバカバカっとう壁につけられると、多分学校行事イベントで、またちょっと掲示場所なくなっちゃったね、掲示板とかが要るんじゃないとかって言って、そういうふうな話になりかねないなっていうちょっと今想像がつかしました。

もちろん体育の授業とか、部活動の競技という面でも、どれぐらい支障になる、ならないというご判断もしなきゃいけないと思うんですけども。ちょっと学校の先生方のご意見もちょっとお聞きになってから、そういうふうな壁を潰してしまう。全部はつぶれないかもしれないけども、やはり今までフルに壁があるから使ってた、いろんな生徒の作品の絵とか習字とか書道とかそういったものを貼ってたものの場所がなくなるだけで、その文化祭のやり方も変えなきゃいけないというふうにもなりかねないなと思って、もちろんその文化祭だけじゃなく、例えばこの前卒業式なんか祝電祝詞なんかを壁に張ったりとか、後輩からの先輩たちに対する卒業のメッセージを貼ったりとか、そういう場所がなくなってくる可能性がありますので、ちょっと設計にあたっては壁面をどれぐらい残す残さないというのも含めて、設計に反映していただければと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。その件についてはしっかり議論の中に入れていきたいと思えます。一応、今の現時点で検討している内容は、小学校に入れたバズーカタイプのものを、中学校にも据えたらどうかと思っているところではございます。ありがとうございます。

また、学校としっかり協議しながらそこは決めていきたいと思えます。

(教育委員)

もうちょっとお尋ねいいですか。これが要するに、学校が使用する。学校行事、或いは、例えば部活動等ですねいろいろ想定されると思うんですけども。それはもう、基本的に原則なし、もちろん学校でとして使う場合には使用料とかは。もちろんそうでしょうけど、学校として使っているのかどうかと、そこんとこちょっとこれだけ見えないので、これ、一般的に社会体育的なところがあると思うんですよ。だから、学校として、使われることが可能とこなのかどうか、設置のところがちょっとよくわかってないのでですね。

(事務局)

当然、学校側で使用していただく分には構いません。しかし、その運用規定ですね、どういった温度のときに使っているのかとか、そこら辺の細かいところは、実はまだ設定できておりません。校舎の空調については、何度以上になったら使ってくださいねというような規定を定めておりますので、当面はちょっとそれを準用する形でお願いしたいなと思っています。どこかのタイミングでその体育館用の空調の運用規定を定める必要があるかなと思っています。

その他にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、議案第7号については、一部文言等を確認をするということで、いったん保留とさせていただきます。また後で、ご承認いただきたいと思います。

【 議案第7号 保留 】

【報告1】生活記録なごみの公募の方法について

○社会教育課長説明

(事務局)

ではこの件につきまして、ご質問等あればお願いします。

(教育委員)

報告だからもうここで論議することではないのかもしれないけど、文化を育てるという観点から見たとき私はいかがなものかなと思いますね。例えば、音楽をした人が発表する踊り、いろんな町の文化祭とか中央公民館まつりとか今あっておりますが、そういう具体的に、それらが町民みんなの目に留まってるかっていうと、止まってない。参加されるのはごく限られた人たちが参加されて、それでも発表の場っていう文化も、育成、伝承、継承ですね。

そういう観点からですね、書くことに対しての、私もずっと投稿してますので、何か自分のこと言っているように聞こえるとちょっと困るんですが。やっぱ書くことによって自己表現とかすることも強制はいかんと思うんですね。ここに書いてあるように各分館の割り当てで出してくれというのはそれはやめたらいいと思うけどですね。

例えばその発表の場っていうのは、やはり、今までは生活文集だったので、例えば、極端な話、小説とか随筆とか詩とか、そういうのを書いて発表したいという町民がたくさんいらっしゃるかもしれない。そういう人たちはもう、広報紙に出すだろう。まずですね。そしてもう1つ言うなら、広報紙に出したものをどうしてまた改めて、文集を作る必要があるかという、二重お金の無駄じゃないかとか。ではどの段階で、たまったら発刊する、非常に曖昧ですね。

例えば話も出ますけども、音楽の演奏とか歌を歌うとか踊るとか、そういうのは、何月何日にそういう文化祭があるから、それに向けて練習をして披露する。人に披露するだけであって、自己満足のやつもかなりあると思います。これいろんな表現の方法というのが、合唱とかも含めてですね、あると思うんですよ。ただ、そういうのを、このやり方でやって書いて書くことによって文章、いわゆる文学的。大きく言うならば、それに対する、それやらないとは書いてないけども、実際に、広報紙に、極端な話毎月投稿する人がいたとして、熊日のより、どっか書いてありますよね、回答はしないと。それでもしつこく出す人がいるかもしれない。わからないですよ。

ただ、もうこれ、もう1回ですね論議して欲しいと思うんですよ。

もう決定してるのが、そのところわからないですけども、報告なら決定なんですよけども。文化を育てるという観点からいくと非常に残念な方向じゃないかなと私は思います。何回も言います。見てないからやらないなら、僕は最後誰も見に来ないからやらない。中央公民館まつりは誰も来ないから自分たちだけやってるかもやめる。同じ理屈がすべて成り立って、しかしそれじゃないからやっているといると思うんですよ、連綿としてですね。そのところの観点が、この委員会の中でどれだけ論議されていったのかということが、今お聞きしてわからないのですね。その辺のところはどうなんですかね、何回もその論議ではなくて報告なんですよ。いかがでしょうか。

(教育委員)

これ、協議し方針を固めたところで2月の会議では、だから、より具体的なものはまだ詰めることは可能。

(社会教育課長)

そうですね。

(教育委員)

あくまで方向性ですよ。今までみたいに産業文化部長さんを通じて書く。私もやってましたけども。2人ぐらいずつ集めてくださいねっていうふうな形でやるのはちょっと、それぞれのご負担を減らす方向がまず第1の目的でこれスタートして。やめるわけにはなかなかいかないともあるんでどういうふうなことでということ、いわゆる公募、応募、募集というふうなスタイルにというところぐらいの方針の転換のところぐらいかな、とはちょっと読み取ったんですけども。もう少し、ちょっと今委員が言われるような形で、文化を育むというところではもう少しちょっと深掘りが必要かなと私は感じるところです。

(教育委員)

だから広報紙掲載だと、ボツにすることが編集者の編集委員会サイドでどうにでもなるんですよ。だから逆に言うとこの毎月これ掲載します、というとならば編集者の負担になる。だから一定の期間をセッティングしてですね、その中でやっぱり募集してやるというやり方の方が、良いと思うんですよ。

(社会教育課長)

一応、例えば、社会教育のコーナーでこのページをとるとすれば、もう構成とかも全部、その広報係じゃなくて、担当課ですること。今までも文集なごみを発行するにあたり、募集します、その中で社会教育課の職員の方で、構成とか作成して印刷会社に、とかっていうやりとりはですね、担当課の方で業務を行っているところ。

(教育委員)

俳句とか肥後狂句は載ってます。だからそれ以上の、短歌が載ってるかもしれない、詩とか、普通の散文っていうんですか、随筆であるとか小説書く人がいるかどうか知りませんが、そういうの今まで、もう15、16号、続いてきたということは、やっぱり担い手がいたと。ただその人たちが、どれぐらいの分量で出すのかですか。時期っていうのがありますよね。

その投稿してから、例えば11月からそこにちょっと早めに出しても、スペースがないから、次に移してくださいとか言われてももうそれは、4月ごろなんて出されると思うんですね。非常にですね、私もいろんな雑誌とかで編集したことあるんですね。タイミングっていうのは難しいんですよ。

だから、短歌、俳句、肥後狂句とかだったら、それはもう一定のスペースで作業できるし、基本的には一般の方っていう方が出るサークルの方達ももう押されていますね。その辺のところ、みんな同じようにやれないと思うんですよ、文章を書くことに関してですね。ただ後、子供たちの作品も当然、ここに下に書いてありますけども、やっぱりいろんなところで書いてあるやつを載せるということも、必要なのかなと思うからですね。やっぱ今年度こういうのを書いたと。例えば話ちょっとそれますが、深浦かなた君の作品とかも、今回、今、みんなの蔵とかで展示されてですね。そういうすばらしいものを、町民知らない。基本的知らないんですよ。

だからそういうのも含めて、製本することによって、僕さっき文と言いましたけど絵とか、そういういろんなものも、載せることが可能なんですよ。多分まだその、私も決定かなと思って話を言ってしまったけど、なるほど、委員の解釈によるとこれはまだこれから採まれていくんだろうということですね。であるならばですね、もうその辺もちょっと論議して

もらわないとですね、面倒くさいからもう集めなくてよかたいではなく。集める必要ないんですよ。公募すればいいんですよ。重荷になるから、分館長が集めてきてくれとか、もう、いやいやというのはもう読んでわかります。全く生活の記録と関係ない事が書いてあったこともある。もうそれはそれで、出された方の意味があるのかなと思っておりましてけれども。その辺もやっぱ、もっと練って欲しいですね。十分にですね。

(社会教育課長)

今回いただきましたご意見を踏まえてですね、新年度、社会教育委員会の中でも、いただいたご意見の方とか、でまた、確かに方針というところで、まだ具体的な内容にはなっておりませんので、議題として、検討を図りたいと思います。ありがとうございます。

(教育委員)

すみません。今後の進め方はここに書いてある文章だけのことから私は読むと、各分館からの提出を行い、広報紙に定期的な作文掲載コーナーを新設し、募集を行う。すなわち、広報なごみに、さあ、これからは文集なごみは、スタイルを変えて皆様からの文化的な、いわゆる作文であったりとか、短歌、俳句とか、場合によっては、絵とか写真とかも中入ってくると思いますが、そういったものの募集をするというのを、広報なごみに載せるんであって、広報なごみには基本的にはその作品がダイレクトに載ることはないっていうに私はこれは読み取ったんですよ。

ですから校正をするとか、どれを選ぶとかっていうのが、毎月毎月発生するとか、年に1回、年2回、そういうことが発生するんじゃないかと、まずはどうぞ町民の皆さん、こういうふうな形で、こういった作品を募ってますので、いついつまでに出してください。多分それはもう基本的な、役場や公民館に持ってきてくださいとか、電子データやってればこういうふうな形で送ってくださいとかそういうのを、お伝えするのがまず広報なごみで始まっていて、ばーっと集まったのが事務局の方で、これだけの作品が集まりました。さあこれをどうやって精査して製本していついつ発刊として配布をするのか。というふうなところはこれから決めなきゃいけないでしょうけれども、まずは、やり方を変えますということのアピールが始まることからだと。ここに文章だけを見ると、まだ具体的にそのあとの方法は書いてないし、広報なごみに載せますってことは一切書いてないんで、これはそういうふうに理解をして、また広報に載せるのは、俳句とか何か私も載ってるよく見えますけども、1ページの半分ぐらいですかねそこぐらいのページの書面割合取られてるんで、そのうち、また抜粋して、今回の文集なごみの方にも掲載ができると。いうふうな形で、ちょっととらえてるところではあります。

確かに、これを変えることによってどれぐらい集まるのか集まらないのかもあるけども、私は逆に言うと、集まるという希望的観測をもって、量は少なくとも、定期発刊。今までは2年に1回ちょっと数年前から変わりましたが、確か8月のお盆前後ぐらいまでに提出してください。そして第2回の分館長会議のときまでに印刷して、私達戻されて配っておりますので、約半年の間に精査されて、製本までが終わるということであるならば、同じような形で、2年に1回もしくは年1回で、過去1年分過去2年分のある期日でもって締め切りをしたものを精査するというふうな形で。そうすると、予算が毎回変わるというよりは、予算はある程度、一定。ただもちろんページ数は変わる可能性があります。年々、投稿数が増えていい作品が増えれば、厚みを増すということなんで、予算も増えるかもしれ

ませんし、年々尻すぼみになることも当然考えられますし、やはり作品によってはカラーのものがいいということで写真とか、というものが増えてくれば、当然印刷の予算の金額も変わるというんですけど、それでも定期発刊にしといた方が、予算措置としてはやりやすいのかなというふうにちょっと思ったところでした。

学校なんかでもですねちょっと先生方のことを考えると、何か、どのタイミングで町側の方に出すんだっていうことも考えるならば、もう定期的にしといた方が、夏休み中にちょっと先生方の方で1昨年度までの分含めて、ちょっとよさそうなものを、こういうふうな形で抜粋してくださいっていうふうな依頼をかければ、定期的な作業にルーティンワークの方に落とし込めるのかな、と思うところでした。以上です。

(教育委員)

いや、今の私はですね読み取りは委員と違います。この広報紙に定期的な作文掲載コーナーを新設しと書いてあるから。ということは毎月、応募がなければゼロですけども。載せますよと。載せられないボツにしましたよと。ただ、なんで出したのにボツになるのかと思うことがありますよね。熊日に、私もかつては結構投稿してました。でも載らなかったときももちろんあります。それはしかたないんですけど、そうすると、こういう毎月1回の広報紙に出す。ボツ理由は言わない。下の方に参考に書いてありますけども。となると私は逆に出さなくなると思う。せっかく書いたのに、載せてもらえなかったと。もうやめようというふうにですね、新聞とかにいろいろ投稿するときにはだんだん意欲なくすもので、採用されるとですね、やっぱり、本人のぼせてですね、又次書こうとかって。いろんな人から反響があつてですね、載ってましたねと言われてるとのぼせてしまうんですよね、言葉は悪いですけど。それもあつたんですね。

このやり方は、逆に意欲を、なくしてしまうことに繋がっていくと思う。だから、たまっていけないと、いうこともたまらないからもう載せないと。結局衰退なんですね。文化起こして、育んでいくんじゃないかってですね。それで果たして、我々のスタンスとして、いいのかなというふうに思うからですね。やっぱりもう1回、これは十分に、審議しなければいけない。本当に強制的集めはやめて欲しい。でもそれ以外のところについてはもう少し、考えられることを私は進めたいと思います。

(社会教育課長)

ありがとうございます。今後の協議内容に上げたいと思います。

(事務局)

その他、ご意見などありますか。

(教育委員)

いろんな話聞きながらですね、確かに、この文集なごみ作りにあたってご苦労されてるってのはよくわかるんです。負担があるよ。じゃあ、それをなくすと、ここに書いてあるように、日頃から出てるやつを定期的に掲載されたものやっつていこうかとなると、何か、なくなっていく方向に進んでるような気がしてならないですね。だから、ある程度これだけの生活記録というのは、何年か経った後に読み返してみると、すごく大事な文化的な遺産になってる。そのことが大事であつて、何かこういう表現でとらえられるところをしていくっていうよりも、私はある程度お願いして、この人書いてもらうよ。というようなものがあると中身が出てくるのかな。投稿されたものだけを採用していくっていうやり方っていうのは、もち

ろん積極的な発表で大事な部分もあるでしょうけど、そういうのも、もっとこの辺を引き出したってというような方をお願いするっていうのも。今までの生活の記録、なかなか読まないですけど、とってあるのをたまに読み返してみると、この時代こんなことがあってだよなっていうのがですね。よく読めることがあるんですね。そうすると、記録としての、本当にこの地区での、この生きざまを見るのは非常に大切な資料になってきますので。ぜひ続けていってもらいたいっていうのが。もう本当これ見ると、なんかすーっとフェードアウトしてくような気がしてならないんで、とにかく、大変でしょうけども続けること、お願いしたいというふうに思います。以上です。

(社会教育課長)

すみません。別の意見としまして、多分合併当時の時代はこの生活文集なごみは地区で、希望世帯か何か募られてたと思うんですよ。こういったのが発行されるんですけど、いる方っていうのがあったかと思うんですけども、その後、全戸配布になったんですよ。もう希望調査の世帯じゃなく、どこどこ地区は何世帯、何十何世帯あるけん。っていう感じで今、全戸配布になってるんですよ。なので正直、印刷とかの、そういったのも、ある程度多分2年おきになったの経緯もあるのかなっていうところで、引き続き全戸配布していくのか。

中にはやっぱ、全体によっては、地区に在籍数あるんですけども、施設に入っておられたりとか、もう、そういった名簿も。いらないっておっしゃる方とか、そういったのも含めてですねちょっと、今後、本日上がりました内容につきましても、協議していきたいと思えます。

(教育委員)

要はですね、配布だと思うんですよ。紙代はですね、もうある程度そんなかからないですよ。部数をふやしてもですね。だから配布が、今分館長が担当して、おっしゃったように、世帯ごとに分けますね。そこから先が係になった方が大変。それもあろうと思うんですよ、ここに上がってないけどですね。ただ、私は違った姿勢とおっしゃったけど、やっぱ記録として残す意味は、プラスアルファで、和水町、今年こういうことがあったぞということを、その記録性っていうのは今後より、例えば令和7年にこれがあったよとかですね、大きいと思うんですよ。そういう意味でも、

(社会教育課長)

はい。ありがとうございます。

(事務局)

そのほかご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(事務局)

ありがとうございます。

【報告2】令和7年度奨学金貸与に係る出願状況について

○学校教育課長説明

(教育委員)

応募がなかったっていうのはどういう状況と感じられてますか。事務局としては、

(学校教育課長)

以前も応募がなかった年もございまして、年々やっぱ希望者が減ってるというのがございます。今回奨学金の返還補助金っていうのを創設したんですけど、ちょっと一緒に広報に出せなかった。タイミング的にですね、どうしても3月議会が予算はいただいたんですけどちょっと制度設計も、いろいろ調整しながらですね、やっぱ制度も整えまして今、6月から募集をかけるような準備を進めています。6月から9月の期間で返還対象者の方に、申し出を申請をいただくような手はずなんですけども。一緒にかけられたらちょっと違ったのかなっていうのも、正直あります。金額的にも大学が月3万でしたかと高校が月1万と、金額的にもちょっと安いのはあたりもするのかなと思ってますけども。他にもですね日本学生支援機構とか、大手の奨学金とかもあるので、そちらを利用していただければですね、こちらは少なくともということになるかもしれないですね。

(教育委員)

はい、ありがとうございました。

(事務局)

その他にご質問等ございますか。

(教育委員)

これ自体ではございません。関連でいいですか。2月か3月かに論議しました、バス通学生の定期補助とか、バイクの購入の補助費ですね。あれは結局、もうやられているんですか。

(学校教育課長)

はい。バスの定期補助はまちづくり課でやっています。うちの所管はバイク購入補助をやっています。当初、町内の販売店から買った方を対象にという、縛りがあったんですけども、先週でしたか、なかなか町内っていうのが販売がない。でさらにただいま、原付バイクの定義っていうのが変わりました。排ガス規制の関係で50ccのバイク自体販売ができなくなるということでメーカーが製造を今やってない。抑制してるような状況で50ccのバイクですが、販売店行っても買えないような状況もあると。そういうことで、議会に先週説明をしまして、「町内の」という制限を撤廃さしてもらいたいと。いうことと、当初、購入から3ヶ月以内に申請をしていただくようにしてましたけど、なかなか手に入らないというのもあったので、3ヶ月を6ヶ月間に延長させてくださいという、この2つを変更をお願いして、了解をいただいています。今改正をやっていますので、もうでき次第、ちょっと何件か、4、5件問い合わせだけはあったんですけど、やっぱり皆さん町外からということで、その方には今検討していますので、また変わったら、ご連絡しますということで。

(教育委員)

本当に町内で買うっていうことは本当ほぼできない。取り扱いはしてくれるかもしれないけど、そうなってくると、中間マージンも発生したり。

(学校教育課長)

売ったりしても、なかなかメンテナンスがしてもらえないっていうのもありましてですね。ちょっといろんな支障があったものですから。

(教育委員)

今回特別な理由が重なってますもんね、確かに。

(学校教育課長)

ちょっとタイミングが悪かったですね。そうその辺は周知して。
(教育委員)

わかりました。

(教育委員)

わかりました。第1回だからその期間も少し、もっと半年じゃなくてですね。

(教育委員)

一年間ぐらいずっと。

(教育委員)

申請の最初だけ、特別措置か何かのご検討を。

(学校教育課長)

随時受け付けるようにはしておりますので。ただ条件が、学校からの通学許可だったりとか、自賠責保険に入ってるとか。ナンバープレートの交付を受けてるとかそういった条件を満たせば、随時受け付けはいたしますので。

(教育委員)

本当にねそれだけよくやっていただけてますので。せっかくの希望者が、今んとこ、出ないよっていうことで。今後出るようにぜひお願いします。

(学校教育課長)

はい。ありがとうございます。

(事務局)

その他にご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

(事務局)

ありがとうございます。

7 その他

- ・教育委員会事務局職員について
- ・学校訪問の日程調整について
- ・玉名荒尾地区の教育委員会連絡協議会の総会について

(事務局)

それではその他に入ってますけども、一旦、議題に戻らせていただきます。再度、議案第6号の説明をおねがいします。

(社会教育課長)

まず、議案第6号の、活動支援員、菊池さんの任期につきまして、昨年度は4月1日からということでした。それで、これが実際活動されるのが、6月に入られてからの活動ということですので、担当の方が、本日のこの委員会に合わせて、5月の2日に開始日を持ってきたということでした。これが単年度っていうか任期が1年1年というところで、今日の日付に合わせての、任期としたということでした。そこが、他の議題、議案に合わせてっていうところでしたら4月1日に合わせるのが綺麗なのかなということですね。

(教育委員)

厳しく言うと、地域学校活動支援員って、4月は何もしなくてもいいって、感じ取れますね。実質は6月からかもしれませんが、やっぱり、事務的には、4月1日にですね。

(社会教育課長)

はい。任期は4月1日と修正したいと思います。

(事務局)

今、お話しがありましたように、任期を4月1日からという形に変更させていただいて、ご承認いただくということでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第6号 承認 】

(事務局)

では、続けて議案第7号の説明をお願いします。

(社会教育課長)

議案第7号につきまして、先ほどご指摘がありました、第4条の使用料の2項の分につきまして、他の体育施設、確認しましたところ、そちらの方を、事前とか事後とか、同時にとかっていう文言がありませんでしたので、それにそろえたいと思います。内容は、使用者は使用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納めなければならない、と他の体育施設はなっております。ですので、同時にとかいう内容にせずに、使用者は、使用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納めなければならない。という文言に改正したいと思いますので、よろしくをお願いします。

(教育委員)

課長、4条の2項そのものを削除していいんじゃないですか。最初に照明設備または空調設備を使用するもの、このものは、漢字の者ですね。ひらがなじゃなくて、3条とか者になってるでしょ。使用する者は、別表に規定する使用料を納めなければならない。ここでちゃんとうたってあるので。2は削除して、町長はってところが2になるのかなと。わざわざ2を作らなくてもいいんじゃないかなと思うんですよ。せっかく検討してくださってきて申し訳ないですけど。

(社会教育課長)

上で使用料を納めなければならないのではあるからですね。

(教育委員)

ここだけ2回あるのも変ですので。

(事務局)

文言的に、今おっしゃったように、照明設備または空調設備を使用する者は、使用許可を受けたときは別表に定める使用料を納めなければならないという文言に、上の部分を変えると。

(教育委員)

使用する者は、使用許可を受け別表に。という表現にしてはどうでしょうか。

(教育委員)

受けないと当然使っちゃいけないと。場所は借りてるけども、空調を使うことですね。

(社会教育課長)

確認しますね。照明設備または空調設備を使用する者は、使用許可を受け、別表に規定す

る使用料を納めなければならない。というふうに修正で、2項を削除して3項繰り上げですね。

(事務局)

はい。ありがとうございます。では、今の変更も含めて、料金等も含めてですね、こちらの規定に変更にすることでご了承いただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 議案第7号 承認 】

- ・次回教育委員会の日程について

8. 閉 会

閉会時刻 18時10分